

林地開発許可制度 ～森林のはたらきを守るためのルール～

林地開発許可制度ってどんな制度？

◎ 乱開発から森林のはたらきを守るための制度です

自然にやさしい開発が適正に進められるように、森林の持つ4つの大切なはたらきが損なわれる心配がないかチェックします。

森林の4つのはたらき

1



災害を防ぐ はたらき

土砂の流出や土砂崩れなどの災害の発生を防ぐはたらき

Check Point ①

開発によって周辺に土砂の流出や土砂崩れを発生させるおそれがないか

2



水害を防ぐ はたらき

雨を吸収し蓄えることにより水害の発生を防ぐはたらき

Check Point ②

開発によって開発地の下流に水害を発生させるおそれがないか

3



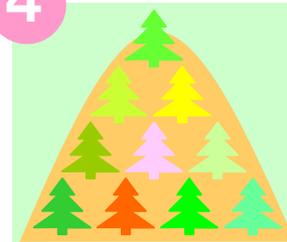
水を育む はたらき

雨を蓄え時間をかけて水を供給するはたらき

Check Point ③

開発によって地域の水量・水質などに影響を与えるおそれがないか

4



環境を守る はたらき

生態系や生活環境を守ったり森林景観を形成するはたらき

Check Point ④

開発によって周辺の環境や景観を著しく悪化させないように適切に森林を残しているかどうか

どんな森林が対象になるの？

◎ 国有林や保安林以外のほとんどの森林が対象になります

県知事が定めた地域森林計画の対象となる民有林で、保安林・保安施設地区・海岸保全区域に指定されていない森林が対象になります。この制度の対象とならない保安林などで開発を行う場合は、別途手続きが必要になります。

どんな開発が対象になるの？

◎ 1ヘクタールを超える開発が対象になります

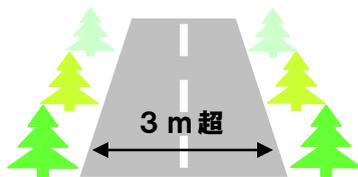
森林以外への転用、造成、土石の採掘など、土地の形質を変える行為によって1ヘクタールを超える開発を行う場合に、県知事（静岡市・浜松市・沼津市・富士市・磐田市・焼津市・藤枝市は市長）の許可が必要です。

具体的な開発事例

工場 事業場 住宅団地 別荘地 レジャー施設 ホテルなどの宿泊施設
ゴルフ場 農用地 採石場 道路 廃棄物処分場 残土処分場 など

こんな場合も対象になります

道路だけを開発



面積1ha超

幅員が3mを超え、道路の面積が1haを超える場合

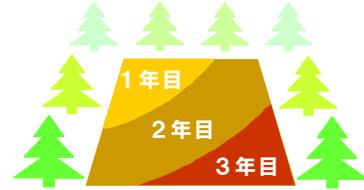
共同で開発



合計1ha超

各々の面積が1ha以下でも、合計で1haを超える場合

少しずつ開発



合計1ha超

各年の面積が1ha以下でも、合計で1haを超える場合

適切な森林の開発のために

開発の目的に応じて、開発地内に残す森林の割合や外周に配置する森林の幅が決められています

森林を残す割合（例）

工場・事業場：25%以上 別荘地：60%以上
レジャー施設：50%以上 ゴルフ場：50%以上

森林を配置する幅（例）

工場・事業場 20ha 以上の場合：30m以上
レジャー施設：30m以上 採石場：30m以上

ご相談・お問合せ

林地開発許可担当部署	電話番号
交通基盤部森林局森林保全課	054-221-2643
賀茂農林事務所 治山課	0558-24-2084
東部農林事務所 治山課	055-920-2173
富士農林事務所 森林整備課	0545-65-2202
中部農林事務所 治山課	054-286-9071
志太榛原農林事務所 治山課	054-644-9158
中遠農林事務所 治山課	0538-37-2303
西部農林事務所 森林整備課	053-458-7234
静岡市 治山林道課	054-354-2163
浜松市 農林業振興課	053-457-2311
沼津市 農林農地課	055-934-4751
富士市 林政課	0545-55-2783
磐田市 農林水産課	0538-37-4813
焼津市 農政課	054-626-2158
藤枝市 農林課	054-643-3111

または開発計画地の市町役場にお問合せください